

国立障害者リハビリテーションセンター

障がいのある人の「働きたい」を支援するサービスを展開

課題や障害状況に応じた「働くための力」を身につける

今回訪問した国立障害者リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市）は、障がいのある人々の自立した生活と社会参加を支援するため、総合的な保健・医療・福祉サービスの提供から技術や福祉機器の開発、専門職の人材育成まで幅広い活動を行っている組織です。

その中で自立支援局就労移行支援課では、主に身体障がい、高次脳機能障がいおよび発達障がいのある方を対象に「働きたい」という意欲を支援するための就労移行支援サービスを実施しています。

「障がいのある方が働くためには、PCなどの技術の習得も重要なのですが、その前に大切なのが、毎日、



課長 會田 孝行 氏 (写真右)
主任 近藤 和弘 氏 (写真左)

通勤できる
ようになる
健康管理力
や日常生活
管理力など
の基礎的な
力です。そ
のため就労
移行支援課
では、そう
した基礎力
も養えるよ
うに職業指導員、作業療法士、ケ
ースワーカーなど多様な専門家が
連携して支援できる体制を整えて
います」



そう説明するのは就労移行支援課の會田孝行課長です。具体的には2つのコースがあります。1つめは身体障がい、高次脳機能障がいのある方を対象にして、事務系訓練・作業系訓練を行うと共に、就労に関するさまざまな支援を行っています。そして2つめは発達障がいのある方を対象にした発達障害支援室が設置され、こちらは利用相談から後支援まで専任の担当者がついて支援しています。

どちらも支援期間は最大で24カ月ですが、就労後も定期的に職場・

本人にアフターフォローを行うことで、96%という高い定着率を維持しています。

模擬職場など 実践的な訓練で支援する

では、具体的にどのような訓練メニューがあるのでしょうか？ まず身体障がい、高次脳機能障がいのある方を対象にした事務系では、WordやExcelなどの操作の

仕方、ICTに関する基礎を習得し、書類作成・整理やデータ入力ができるように訓練しています。習得後は模擬職場で職員の名刺や名札などの作成を行うことで実践力を養っています。また、コロナ禍でニーズが高まった在宅訓練についても対応しています。センター内にあるリモート用のスペースで機器の操作を学んだ後、実際に在宅で訓練が受けられる支援体制を整えています。

そして作業系の訓練では、郵便物の封入作業、物品管理などの事務補助、農園芸作業、売店業務などに必要



なスキルを身につける訓練を行っています。技術的なスキルだけでなく働く上で責任ある行動がとれるように、仕事のルール、マナーの習得、チームワーク、コミュニケーションスキルなどを磨くのも特徴の一つです。また、こうした訓練で実際の受注から納品に至る一連の業務を経験することでより実践的なスキルを身につけることができます。

「発達障がいのある方のコースでは、通所が可能であることを利用条件の一つとしています。毎日決まった時間に通勤することが、就労するための前提条件となることが多いためです。また、発達障がいの場合、同じ診断名であったとしても一人ひとりの特性に違いがあります。たとえば、自閉スペクトラム症では感覚が過敏な場合もあれば、逆に鈍麻な場合もあります。こうした特性の違いを理解し、個の特性に合わせて訓練を組み立てていきます。そのためサービス利用開始から就職後のアフターフォローまで、専門のスタッフがチームで支援するシームレスな体制を整えています」（會田課長）

また、訓練をする上で、現状を正しく捉えて支援内容に反映するために、職員の主観でなく科学的

な根拠に基づいたアセスメント（客観的評価）をすることにも、聞き取りなどの調査も行い、支援の方向性を検討します。発達障害支援室においては時間割の中で体育の時間や新聞記事などを活用した言葉の学習、郵便仕分け訓練、作業療法士による訓練など、さまざまな体験の機会を利用し、得意や苦手な部分を自己認識できるように工夫しています。

このように障がいのある人の「働きたい」を支援するという役割を担う国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局の就労移行支援サービスは、まさに一人ひとりの課題や適性を考慮しながら寄り添った支援を行っていることがわかります。

ご利用などについてのお問い合わせは以下の担当窓口をお願いします。
自立支援局
総合相談支援部 総合相談課
TEL：04-2995-3100（代表）
FAX：04-2992-4525
メール：rehab-soudan@mhlw.go.jp

○詳細はHP

